

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

株式会社 福祉工房

② 施設・事業所情報

名称：県中央地域福祉サービスセンター 宮城県啓佑学園、宮城県第二啓佑学園		種別：福祉型障害児入所施設（宮城県啓佑学園） 障害者支援施設（宮城県第二啓佑学園）	
代表者氏名：平野 浩（宮城県啓佑学園） 渡邊雅樹（宮城県第二啓佑学園）		定員（利用人数）：60 名 宮城県啓佑学園 30 名 宮城県第二啓佑学園	
所在地：仙台市泉区南中山5丁目2-1			
TEL：022-379-5001		ホームページ： https://www.miyagi-sfk.net/chuo/keiyuugakuen	
【施設・事業所の概要】			
開設年月日 平成 5 年 10 月 1 日 宮城県啓佑学園 平成 14 年 4 月 1 日 宮城県第二啓佑学園			
経営法人・設置主体（法人名等）：宮城県・社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会			
職員数	常勤職員：38 名（宮城県啓佑学園） 31 名（宮城県第二啓佑学園）		非常勤職員：1 名（宮城県啓佑学園） 1 名（宮城県第二啓佑学園）
専門職員	宮城県啓佑学園		宮城県第二啓佑学園
	社会福祉士	7 名	社会福祉士
	介護福祉士	5 名	介護福祉士
	精神保健福祉士	2 名	精神保健福祉士
	保育士	5 名	保育士
	作業療法士	1 名	作業療法士
	理学療法士	1 名	理学療法士
	看護師	1 名	看護師
	管理栄養士	1 名	管理栄養士
施設・設備の概要	（居室数） 2 4 室（宮城県啓佑学園） 2 4 室（宮城県第二啓佑学園）		（設備等）

③ 理念・基本方針

宮城県社会福祉協議会は、本県における地域福祉推進の中核機関として、市町村社会福祉協議会をはじめ、福祉諸団体、NPO 法人、ボランティア等幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組み、豊かな福祉社会の実現を目指します。
--

施設・事業所の特徴的な取組

宮城県啓佑学園

県内唯一の知的障害のある福祉型障害児入所施設であり、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。特に利用者の進路支援について、個々に応じた取り組みを関係機関等と連携強化を図りながら実施しています。

宮城県第二啓佑学園

利用者個人の尊厳を大切にし、利用者一人一人の意思を尊重したサービスを提供することで、社会生活への適応性を高め、利用者一人一人の能力に応じて、利用者が自立し地域で豊かな生活を送ることができるよう支援しています。

④ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和5年7月1日（契約日） ～ 令和5年11月6日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	4回（令和2年度）

⑤ 総評

◇特に評価の高い点

○適切な支援の提供

現在、施設に入所している利用者のうち、約7割が措置入所となっており、何らかの障害を持った利用者が大半を占めています。この状況から、それぞれの利用者に合わせて個別の支援が求められています。職員は、この課題に効果的に対応するために、障害に対する専門的研修を受講し、その知識を展開しています。強度行動障害支援者養成研修、アンガーマネジメント研修、自閉症に関する研修など、外部の専門家を招いた研修にも積極的に参加しています。これにより、それぞれの利用者の特性やニーズに応じて、より適切で質の高い支援を提供できる体制を目指した取り組みが行われています。

○利用者の声の反映

施設では利用者の声をきちんと取り入れるための取り組みを積極的に行っています。毎月の施設長との懇談会では、お茶とお菓子を楽しむ中で、雑談を通じて利用者の意見や相談が受け付けられます。定期的に開設される「なんでも相談室」では、利用者が施設長と直接、あらゆることについて相談できる場を設けています。また、児童会や利用者自治会も計画的に開催され、職員が参加して利用者の意見を直接受け取っています。これらの活動を通じて収集された意見や要望は、職員会議で報告・共有され、支援内容・方法、また設備の改善等の検討材料として活用されています。

◇改善を求められる点

○職員の負担軽減への取組

現在の施設では、諸資材及び光熱水費などの高騰や、老朽化した建物設備のメンテナンスといった外部環境の変化、さらに入所する利用者のニーズの多様化に伴う物理的環境の整備といった課題に直面しています。これらの背景のもと、限られた予算の中で利用者への支援の質を維

持する努力がなされていますが、一部の職員の業務負担の増加や必要な合理化への投資の遅れが課題として見受けられます。支援の記録に関しては IT 化が進んでおらず、手書きでの記録が続いているなど、本来利用者の支援に注力すべき時間が減少しています。今後は、運営委託元との交渉を通じて、これらの課題を解消し、利用者がより快適に過ごせる環境を整備する取り組みが求められます。

○権利擁護、プライバシー保護などの概念の整理

法人の「具体的行動計画」において、利用者の権利擁護が取り上げられており、特に利用者の虐待に関する事項が明確に記載されています。このことから、支援の現場では利用者のプライバシーや個人情報の保護を重視した取り組みが行われていると認識されます。しかし、今回の自己評価を通じて、施設において権利擁護、プライバシー保護、そして個人情報保護という三つの概念が一部混同されている部分が見受けられました。これらの概念を混同することは、不適切な取り組みや職員間の理解のずれを招くリスクが考えられます。そのため、各概念の違いとその内容を整理し、職員に具体例を示しながら周知させていく取り組みが望まれます。

⑥ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価の受審は平成 23 年度から始め今回が 5 回目となりました。事前書類や訪問調査など、多岐に渡る調査のうえ、様々な助言や提案をいただき感謝申し上げます。

第三者評価の受審は施設が提供しているサービスの質などを確認するとともに、今後の質の向上を目指すうえで、大変貴重な機会となりました。

今回、高い評価を受けた点につきましても、なお一層の充実を図りサービスの質の向上に努めて参ります。また、指摘を受けた課題などにつきましては、取り組みが不十分だったと改めて気づかされました。

今回の第三者評価結果を真摯に受け止め、職員間で共有を図り、より信頼される施設を目指し業務の改善に努めて参ります。

⑦ 評価細目の第三者評価結果

別紙のとおり